

令和2年度横浜市市街地開発事業費会計予算

令和2年度横浜市の市街地開発事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,456,114千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

令和2年2月13日提出

横浜市長 林 文子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 2,212,600
	1 国 庫 補 助 金	2,212,600
2 財 産 収 入		402,918
	1 財 産 運 用 収 入	39,918
	2 財 産 売 払 収 入	363,000
3 繰 入 金		3,642,669
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,624,963
	2 基 金 繰 入 金	17,706
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		45,926
	1 雑 収 入	45,926
6 市 債		3,152,000
	1 市 債	3,152,000
歳 入 合 計		9,456,114

歳 出

款	項	金 額
1 市 街 地 開 発 事 業 費		9,456,114 <small>千円</small>
	1 総 務 費	692,951
	2 事 業 費	7,111,434
	3 公 債 費	1,650,729
	4 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		9,456,114

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
二ツ橋北部第1期 地区事業費	千円 766,000	市債証券の発行または 普通貸借の方法による。 起債の時期は令和2会 計年度。ただし、その全 部または一部を翌年度以 後に繰り越し、起債する ことができる。	5.0%以内 ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率とする。	起債年度の翌年度から 据置期間を含め、30年以 内に償還する。ただし、 本期間中、未償還額の範 囲内において借り換える ことができる。 公的資金を借り入れる 場合は、その融通条件に よる。
新綱島駅周辺地区 事業費	591,000	同 上	同 上	同 上
東高島駅北地区 事業費	95,000	同 上	同 上	同 上
横浜駅きた西口鶴屋 地区事業費	235,000	同 上	同 上	同 上
大船駅北第二地区 事業費	775,000	同 上	同 上	同 上
泉ゆめが丘地区 事業費	280,000	同 上	同 上	同 上
瀬谷駅南口第1地区 事業費	349,000	同 上	同 上	同 上
中山駅南口地区 事業費	61,000	同 上	同 上	同 上
計	3,152,000			